川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

> 令和元年 6 月10日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例(平成27年川崎市条例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「地方税関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の5の項中「身体障害者手帳」の次に「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳」を加え、同表の6の項中「(昭和25年法律第123号)」を削り、同表の14の項中「、地方税関係情報」を削り、同表の15の項中「地方税関係情報又は」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正に伴い、特定個人情報を利用することができる場合を追加すること等のため、この条例を制定するものである。